

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた
言語その他の意思疎通手段による
意思疎通等の促進に関する条例（案）
逐条解説資料

令和5年（2023年）6月

目 次

条例制定にあたって	1
前 文	2
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 基本理念	9
第4条 県の責務	10
第5条 県民等の役割	11
第6条 障害者等の役割	12
第7条 事業者の役割	13
第8条 学校設置者等の役割	14
第9条 啓発および学ぶ機会の確保	15
第10条 環境の整備	15
第11条 人材の養成等	16
第12条 情報の発信等	16
第13条 県民等への支援	17
第14条 調査研究の推進等	18
第15条 実施状況の報告	19
第16条 財政上の措置	20
付則	20

条例制定にあたって

1 条例制定の経緯

平成 28 年に手話言語条例の制定を求める 14,275 筆の署名が県に提出されました。その後、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下、「共生社会づくり条例」といいます。）の検討を行う中で、平成 30 年に滋賀県社会福祉協議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」と答申されたことをきっかけに条例の検討が具体的に始まりました。

平成 31 年から条例検討小委員会、滋賀県障害者施策推進協議会、条例検討専門部会において丁寧に議論を行った結果、令和 5 年度に、「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例」（滋賀県意思疎通等促進条例）を制定することとなりました（予定）。

2 滋賀県意思疎通等促進条例の特徴

(1) 一体型条例であること

先行する都道府県条例は、手話言語条例を単独の条例として定める「単独型」（情報コミュニケーション条例は未制定）、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別の条例として定める「別立型」、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を一つの条例で定める「一体型」とに分類され、「単独型」の都道府県条例が多数を占めますが、本県では、障害者を障害種別で分け隔てることなく、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し、「一体型」を採用することとしました。

(2) 障害者自らの意思によって行う発信の重要性を明記

自らの意思によって、自分の思いを伝え、表現することは、人の尊厳の根幹であり、その重要性は障害の有無によって変わることはありません。本条例では、基本理念に、障害者自らの意思によって行う発信の重要性を明記しました。

(3) 手話以外の言語の存在に配慮し、言語その他の意思疎通手段を幅広く例示

障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」といいます。）では、手話以外の非音声言語の存在が認められています。障害者が意思疎通や情報の取得、利用の際に用いる障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段には様々なものがあることから、本条例では、定義規定において、他県の条例に比べて、幅広く言語その他の意思疎通手段を例示列挙しています。

(4) 県民全体で施策を進めていくこと

令和 4 年に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が施行されました。法律では、国民の責務として、障害者による意思疎通等の重要性に関する関心と理解をすよう求めているのに対し、本条例ではそれに加え、県民に県が実施する施策に協力するよう求めており、県民全体で施策を進めていくこととしています。

(5) 施策の計画的な推進

障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等に関する施策を計画的に推進するため、障害者プランに位置づけていくとともに、毎年度、滋賀県障害者施策推進協議会に施策の実施状況を報告することとしています。

前文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

本県では、こうした認識の下、平成 31 年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成 31 年滋賀県条例第 8 号）を制定し、障害を理由とする差別の解消と、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会の実現を目指している。

一方で、本県では、かつてろう教育の場において読唇と発声訓練を中心とする口話法を用いた教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約された過去があり、また、そのような制約がない今日においても、障害者が、その特性に応じた意思疎通や情報の取得、利用において、困難を感じる現状がある。

障害者が、その個々の特性に応じた意思疎通手段を選択および使用することにより、自ら情報を取得し、自己の意思を表現できることは、障害者が社会のあらゆる分野の活動に参加するため、そして障害の有無にかかわらず相互の違いを認め合い尊厳を尊重しあう多様な社会を実現していくための第一歩である。

私たち県民は、引き続き滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を実践していくとともに、障害者が経験してきた歴史および意思疎通等が困難な現状を認識し、一人ひとりが意思疎通や情報の取得、利用を円滑に行い、障害の有無にかかわらず、ともに光り輝ける共生社会を実現することをここに誓い、滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通等の促進に関する条例を制定する。

【趣旨】

条例制定に至る経緯と必要性を明らかにして、条例制定の趣旨を示したものです。

【解説】

1 障害者の意思疎通や情報の取得、利用に関する歴史

「ろう者」とは、手話言語を使い日常生活や社会生活を営む者をいいます。また、特に、児童については「ろう児」、ろう者（児）に対する教育のことを「ろう教育」といいます。

しかしながら、かつて、読唇と発声訓練を中心とする口話法（※1）がろう教育に有益であると考えられた時代がありました。

滋賀県でも、ろう教育を行う学校として、1928 年（昭和 3 年）に滋賀県立聾話学校が設立されましたが、学校現場では、口話法中心のろう教育が進められた際に、手話を使うことを制約されたことがありました。

※1 「口話法」とは、相手の口の動きを読み取り（読唇）、表現したい言葉を発話（口の形と音声）で表す教育法で、聴覚障害者の音声言語獲得を目的として行われました。1880年（明治13年）に開かれたミラノ会議では、

ろう教育において口話法を優先することが決議され、1933年（昭和8年）には鳩山一郎文部大臣が全国盲啞学校長会議の場で、ろう児への口話教育を推奨する旨の訓示を述べ、全国的に口話法中心のろう教育が行われました。

2 条例制定の必要性

特定の意思疎通手段だけでなく、障害の特性に応じた様々な意思疎通手段が認められる社会の実現を目指していかなければなりません。

しかしながら、現在においても日常生活や社会生活の中で、障害者が意思疎通や情報の取得、利用に関し、不自由を感じる 경우가少なくありません。例えば、発達障害者の中には、コミュニケーションのためのカードで意思疎通を図る方がいますが、職場の理解が得られなかったという話もあります。

私たちは、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現するため、平成31年に共生社会づくり条例を制定しました。

共生社会づくり条例（※2）では、全ての県民、事業者に、障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を求め、差別解消に向けた取組を進めておりますが、特に、自らが選択した言語その他の意思疎通手段によって意思疎通や情報の取得、利用を行うことは、その人にとって、その尊厳の根幹となる大切な権利であることから、障害者が円滑に意思疎通や情報の取得、利用が行えるよう、関連施策を強く推し進めていくため、本条例を制定することとしました。

※2 共生社会づくり条例では、意思疎通や情報の取得、利用に関する条項（第3条第3号、第24条）を定めています。本条例は、共生社会づくり条例第24条の規定をさらに具体化させ、一つの条例にしたものです。

なお、本条例前文第1段落は、共生社会づくり条例前文を引用していますが、共生社会づくり条例と共通する理念に基づく条例であることを表しています。

○共生社会づくり条例

（前文）

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務である。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は・・・（以下、略）。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(意思疎通等の手段の利用促進等)

第24条 県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

(注釈)

(1) 前文は、共生社会づくり条例と共通する理念(基本的人権の尊重と共生社会実現)→過去(障害者の意思疎通が制約された歴史)→現在(共生社会づくり条例の制定、障害者の置かれた現状)→未来(本条例の制定、共生社会の実現)の4段落で構成しています。

(2) 本条例は、前文以下、3つのパートに分けることができます。

①総論：第1条～第3条 条例制定の目的や基本理念を定めています。

②責務・役割：第4条～第8条 県の責務と県民等の役割を定めています。

③基本的施策等：第9条～第16条 本条例に基づいて県が行う基本的施策等を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用(以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。)の促進について基本理念を定め、県の責務および県民等の役割を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

条例の目的を示しています。

【解説】

本条は、以下のように整理されます。

<目的達成のための方法>

障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通や情報の取得、利用の促進について、基本理念、県の責務や県民等の役割、施策の基本となる事項を定めること

<目的>

障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進すること

<究極目的>

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与すること

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段 手話、指文字、筆談、点字、拡大文字、手書き文字（手のひらに指先等で文字を書き伝える手段）、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振りおよび手振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、失語症者向け意思疎通支援、字幕、代用音声、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、利用しやすい情報通信機器その他の手段をいう。
- (2) 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）第2条第1号にいう「障害者」をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において必要な用語の定義を規定しています。

【解説】

1 第1号について

- (1) 本条例では、障害者が意思疎通等に用いる言語を含むコミュニケーション手段のことを「障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段」と表現しています。本条項は、「障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段」にあたるものを例示しています。
- (2) 「手話」は、手指の動きや表情等を使って、概念や意思を視覚的に表現する目で見える言語で、音声言語（日本語）と異なる言語体系を有します。障害者権利条約や障害者基本法においても、手話は言語であることが明らかにされています。「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によると、65歳未満の聴覚障害者のうち25.0%の方、65歳以上（年齢不詳を含む）の聴覚障害者のうち4.3%の方が、手話、手話通訳を用いて日常的なコミュニケーションを行っています。
- (3) 「筆談」は、相互に文字を書いて意思を伝えあうことをいいます。「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」によると、65歳未満の聴覚障害者のうち22.9%の方、65歳以上（年齢不詳を含む。）の聴覚障害者のうち9.0%の方が、筆談、要約筆記を用いて日常的なコミュニケーションを行っています。
- (4) 「指文字」は、50音の一文字一文字を（片手の）手指の形で表す方法です。手話

にない単語などを表すときなどに用いられます。

- (5) 「点字」は、縦3点、横2列の六つの凸点の組み合わせで文字を表します。「平成18年身体障害児・者実態調査」によると、視覚障害者のうち12.7%の方が「点字ができる」と回答しています。
- (6) 「拡大文字」は、弱視の方が文字を読むときなどに用います。
- (7) 「手書き文字」は、手のひらに指先等で文字を書き伝える手段で、「手のひら書き」ともいいます。主に、盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害がある方）が用います。平成24年度の「盲ろう者に関する実態調査」によると、盲ろう者のうち13.2%の方が手書き文字によるコミュニケーションの受信が可能であると回答しています。
- (8) 「触手話」は、手話をする相手の手に触れ、その形で情報を読み取る方法です。平成24年度の「盲ろう者に関する実態調査」によると、盲ろう者のうち6.7%の方が触手話によるコミュニケーションの受信が可能であると回答しています。
- (9) 「指点字」は、盲ろう者の両手の人差し指、中指、薬指の6本の指を点字タイプライターのキーに見立てて、相手が指を上から重ねてタッチすることで言葉を伝える方法です。平成24年度の「盲ろう者に関する実態調査」によると、盲ろう者のうち1.7%の方が指点字によるコミュニケーションの受信が可能であると回答しています。
- (10) 「平易な言葉」は、知的障害者や発達障害者等との間で、難しい表現を避け、やさしくてわかりやすい言葉によるコミュニケーションを行うことを指します。
- (11) 「実物または絵図の提示または手渡し」は、実物を示したり、写真や絵カードを見せたり手渡したりすることで、知的障害者や発達障害者等が自発的に意思表示を行うこと、および知的障害者や発達障害者等に理解を促すことを指します。線画で表現したものをシンボルとして使用するマカトン法（マカトンシンボル）、絵カードを提示・手渡しすることでコミュニケーションを行う絵カード交換式コミュニケーションシステム（^{ペクス}PECS）などがあります。
- (12) 「身振りまたは手振り」は、知的障害者等と動作等によるコミュニケーションを行うことを指します。手指による動作表現をサインとして相互に使用するマカトン法（マカトンサイン）と呼ばれる方法などがあります。
- (13) 「手話通訳」は、手話と主に音声言語の通訳を行うことをいい、「手話通訳」を行う人を手話通訳者といいます。県では手話通訳者養成のための事業を実施しています。
- (14) 「要約筆記」とは、話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝えることをいい、「要約筆記」を行う人を要約筆記者といいます。県では要約筆記者養成のための事業を実施しています。
- (15) 「点訳」「音訳」は、視覚障害者等のため、文字を点字に訳したり、書籍などに書かれた文字情報を音声で伝えたりする方法を指します。県では点訳ボランティア、音訳ボランティア養成のための事業を実施しています。
- (16) 本条例における「代読」「代筆」は、視覚障害者等のため、文字を代わりに読み上げたり、書いたりする方法を指します。

- (17)「盲ろう者向け通訳」は、盲ろう者とのコミュニケーションにおいて、触手話等を用いて通訳を行う方法を指します。県では盲ろう者向け通訳・介助者(盲ろう者向け通訳を行う方)養成のための事業を実施しています。
- (18)「失語症者向け意思疎通支援」は、失語症者(脳卒中や交通事故などにより脳の言語中枢が損傷を受け、言葉が不自由となった方)とのコミュニケーションにおいて、要点筆記(話の要点をしぼって、文字化、記号化して話の内容を伝える方法)などの方法を用いて意思疎通を支援する方法を指します。県では、令和4年度から失語症者向け意思疎通支援者養成のための事業を実施しています。
- (19)本条例における「字幕」は、聴覚障害等のため、映像本来の音声を聴いて情報を取得することが困難な障害者が利用する技術を指します。
- (20)「代用音声」は、頭頸部がん治療のための喉頭摘出による声帯切除等により発声できない場合における、声に代わる音声を用いたコミュニケーション手段を指します。「代用音声」の方法としては、人工的な器具を使用せず、食道に空気を取り込んで音声を発する「食道発声」、機器を首や頬に押し当てて音声を発する「電気式人口咽頭」、手術で器官と食道をつなぐ連絡路(シャント)を作り音声を発する「シャント発声」、笛を用いて音声を発する「笛式人工喉頭」という4つが代表的です。
- (21)「文字盤」は、難病患者等が用いるコミュニケーション手段を指します。紙や薄い板に文字等が書かれたものを用いて、双方が同じ方向から盤を見て指や視線で指し示して言葉を伝えるタイプのものや、透明の亚克力板などを用いて、一方が表面を見て指や視線で指し示し、他方が裏面からそれを読み取る「透明文字盤」があります。
- (22)「重度障害者用意思伝達装置」は、指先や眼球のわずかな動きを利用して機器を操作し、文字や音声で意思を伝達する用具を指します。
- (23)本条例における「利用しやすい情報通信機器」は、障害者が意思疎通や情報の取得等を行う際に利用が容易な情報通信機器を指します。例えば、視覚障害者がスマートフォンの音声読み上げ機能を用いて情報を取得する際のスマートフォンや障害者が視線やスイッチを使って文字入力や合成音声でのスピーチ等を行うことができる分身ロボットなどがあります。
- なお、「利用しやすい情報通信機器」という文言は、障害者権利条約から引用しています。
- (24)障害者の障害特性には様々なものがあり、今後も新たなコミュニケーション手段が誕生します。
- したがって、名称を例示した手段以外も本条例の対象とする趣旨から「その他の手段」という文言を末尾に付けています。
- 本条項に例示した以外の手段としては、例えば、肢体不自由者や難病患者が、文字盤などを使用できない状況で用いる「口文字」(くちもじ)(※3)などがあります。

※3 「口文字」とは、口の形と、まばたきなどその方がしやすい合図によって表現される文字を読み取っていくコミュニケーション手段のことで、「口文字」は、文字盤や情報通信機器がなくてもコミュニケーションを

行えるので、停電時でも利用できるというメリットがあります。

(注釈)

第1号の例示は、以下のルールにしたがって列挙しています。

- ① 障害者が直接使用可能な言語その他の意思疎通手段（手話～身振りおよび手振り）→意思疎通支援者等が介在する代替的手段（手話通訳～失語症者向け意思疎通支援）→機器等を使用した補助的手段（字幕～利用しやすい情報通信機器）にグループ分けし、順に例示しています。

なお、代用音声は、県内当事者団体において電気式人工喉頭を使用する方が一番多いことから、機器等を使用した補助的手段に分類しています。

- ② グループ内の順序については、主な使用者の障害種別ごとに分類しています。

<障害者が直接使用可能な言語その他の意思疎通手段>

聴覚（手話～筆談）→視覚（点字～拡大文字）→盲ろう（手書き文字～指点字）→知的、発達（平易な言葉～身振りおよび手振り）

<意思疎通支援者等が介在する代替的手段>

聴覚（手話通訳～要約筆記）→視覚（点訳～代筆）→盲ろう（盲ろう者向け通訳）
→失語症（失語症者向け意思疎通支援）

<機器等を使用した補助的手段>

聴覚（字幕）→聴覚・視覚以外の身体障害（代用音声）→難病（文字盤～重度障害者用意思伝達装置）→全障害種別（利用しやすい情報通信機器）

2 第2号について

本条項が引用する共生社会づくり条例の第2条第1号は、「障害者」の定義を以下のとおり定めています。

○共生社会づくり条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

この定義は、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、心身の機能障害のみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるものであるという「障害の社会モデル」の考え方に基づいています。

本条例が対象とする「障害者」は、障害者手帳の交付者に限られるものではありません。また、18歳未満の障害児も対象としています。

なお、共生社会づくり条例の定義は、障害者基本法第2条第1号における「障害者」の定義（※4）を基本としています。

※4 障害者基本法では、「障害者」の定義を以下のとおり定めています。障害者基本法と共生社会づくり条例の「障害者」の範囲は同じですが、法律の定義をさらに明確化するため、「難病に起因する障害」「または断続的に」という文言を付加しています。

○障害者基本法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(注釈)

条例検討小委員会では、「発達障害」の標記について、「精神障害、発達障害」と標記してほしいとの意見をいただいておりますが、世界保健機関（WHO）が作成した分類（ICD10）において、精神障害の中に発達障害が含まれるとされていることから、本条例も、「精神障害（発達障害を含む。）」とする共生社会づくり条例の条文を引用することとしました。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の推進は、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であることを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による発信が重要であるとの認識の下、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段の選択の機会の確保および利用の機会の拡大が図られること。
- (2) 手話が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が心豊かな日常生活または社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの理解が深められること。

【趣旨】

障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通や情報の取得、利用を促進する施策を実施するうえでの基本的な考え方を定めたものです。

【解説】

1 柱書について

共生社会の実現に寄与することが本条例の究極的な目的ですので、施策を推し進めるにあたっての大前提として、共生社会の考え方を十分に踏まえることを示しています。そのうえで、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に共通する基本理念を第1号に、手話に特有の基本理念を第2号に表しました。

2 第1号について

何よりも障害者本人の意思によって発信されることが重要であり、障害者本人が自らの意思を発信するために選んだ言語その他の意思疎通手段を獲得・習得し、その言語その他の意思疎通手段を利用しやすい社会を実現するための施策を考え、推進していくことを表しています。

3 第2号について

前文で示したとおり、手話については、その使用が制約された過去があり、そのことに反対するろう者の運動等がありました。

その後の様々な活動により、障害者権利条約などにおいて、手話が言語であることが認められるようになったことなどから(※5)、本条項は、手話特有の事柄について県民の理解が深められるよう取り組むことを表しています。

※5 障害者権利条約の他にも、障害者基本法において「言語（手話を含む。）」(第3条第3号)と明記され、手話が言語であることが認められています。

しかしながら、日本には公用語に関する法律はなく、令和4年8月に実施された障害者権利条約の実施状況に関する初の対日審査における国連の障害者権利委員会の総括所見では「日本手話の公用語としての法律上の承認の欠如」等について懸念が示され、「国として、日本手話が公用語であることを法律で認めること」等が勧告されました。

本県では、平成26年度の県議会において手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を採択し、また、手話を広める知事の会の構成員として手話言語法制定を求める要望書を国へ提出するなど、手話言語法制定に向けた国への働きかけを行っています。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策が障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の取得および利用にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、および実施するものとする。

3 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等と連携し、および協力するものとする。

【趣旨】

県が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通や情報の取得、利用を促進するにあたり、県の責務を定めたものです。

【解説】

1 第1項について

「施策を総合的に」とは、一部の障害種別のみあるいは全ての障害種別一律の施

策ではなく、障害種別ごとの現状と課題を認識したうえで、全ての障害者の意思疎通や情報の取得、利用が促進されるよう施策を策定し、実施することを指します。

2 第2項について

本条例は、障害者の意思疎通や情報の取得、利用の促進を目的としていますが、本条例に基づく施策は、障害がない人の円滑な意思疎通や情報の取得、利用にも役立つものであることを認識しなければなりません。例えば、映像や音声に字幕がつくこと、あるいは、文字情報だけでなく音声読み上げによる情報発信が進めば、障害がない人にとっても情報を円滑に取得することができるようになります。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の第4条第3項にも県の責務として同様の規定が置かれていますが、県が改めてそのことを認識し、同時に県民の方にも知っていただくための規定です。

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

3 第3項について

「県民等」とは、県民（障害者や支援者を含みます。）と障害者関係団体、事業者（学校等の設置者を含みます。）を指します。

県単独で施策を策定し実施するのではなく、国、市町、県民等としっかり連携し、協力していくことを規定しています。

また、本項では直接触れられていませんが、県民同士、特に障害者と地域住民の連携が重要と考えられますので、県は県民相互間の連携も意識して取組を進める必要があります。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

県民等に期待される役割について定めています。

【解説】

県民等に期待される役割は、第3条に定める基本理念に対する理解を深めること。すなわち、共生社会を実現することの重要性や障害者本人が選んだ言語その他の意思疎通手段を獲得・習得し、その言語その他の意思疎通手段を利用しやすい社会を実現

することの重要性、手話が言語であり文化的所産であることに対する理解を深めることです。

このことに加え、障害者が円滑に意思疎通や情報の取得し利用できる共生社会の実現には、県民等の協力が必要不可欠ですので、県が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（第6条）では、国民に対して施策への協力までは求めていませんので、法律の規定より一歩進んだ規定となっています。

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

（国民の責務）

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

なお、県民等の役割に加えて、第6条以下に障害者や事業者等がそれぞれ担う役割を規定しています。

（障害者等の役割）

第6条 障害者、障害者の支援者および障害者関係団体は、県民等が基本理念に対する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発に努めるものとする。

2 障害者の支援者および障害者関係団体は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

障害者や障害者関係団体、支援者に期待される役割について定めています。

【解説】

1 本条は、障害者、障害者の支援者、障害者関係団体の3者の役割を定めています。本県の先人である糸賀一雄氏の言葉に「自覚者が責任者」（※6）という言葉がありますが、意思疎通や情報の取得、利用について困難を感じている障害者とその支援者、関係団体がともに自覚者となって、啓発等に取り組むことを期待するものです。

※6 「自覚者が責任者」とは、気が付いた者が社会を変える責任者になるということを表しています。この言葉を残した糸賀一雄氏は、知的障害児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」や西日本で最初の重症心身障害児施設「びわこ学園」を設立するなど、滋賀の福祉の推進に大きな役割を果たしました。

2 第1項について

「障害者の支援者」は、障害者の家族、手話通訳者などの意思疎通支援者（第11

条解説参照)を含んだ障害者支援に取り組む人を指します。「障害者関係団体」は、障害者のみが集まる団体だけでなく、家族や支援者の集まる団体を含みます。

本項では、「障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発」を障害者等の役割として規定しており、障害者等が自ら手話や点字、絵カードを使ったコミュニケーション等を社会の様々な場面で使用することにより、啓発について重要な役割を果たしていただきたいと考えています(※7)。

※7 障害者関係団体が行う「啓発」の例としては、外見上わかりにくい知的障害等への理解を進めるため、知的障害者の子を持つ親の会が実施する、障害の特性や困りごとについて疑似体験などができるイベントがあります。

3 第2項について

障害者の支援者、障害者関係団体は、第1項の「啓発」以外に、「学ぶ機会の確保」「環境の整備」を役割として規定しています(「啓発」「学ぶ機会の確保」「環境の整備」の違いについては、第9条および第10条解説参照)。例えば、障害者の支援者が行う手話サークルの活動等は本項の「学ぶ機会の確保」に、障害者関係団体が自ら主催する講座やイベントに意思疎通支援者(第11条解説参照)の派遣を依頼し、障害者が参加できる環境を整えることは「環境の整備」に当たります。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、次の各号に掲げる場合においては、県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用できるよう、環境の整備に努めるものとする。

- (1) 障害者に対し商品を販売するとき。
- (2) 障害者に対し医療、保健もしくは福祉等に係るサービスまたは文化芸術活動もしくはスポーツ等に参加する機会を提供するとき。
- (3) 障害者を雇用するとき。

【趣旨】

事業者に期待される役割について定めています。

【解説】

障害者が買い物に出かけたとき、自分の意思を伝える相手はお店の方です。また、病気をすれば病院の医師や看護師、スポーツをするならスポーツ施設で働く人、会社に勤める場合は社長や同僚、顧客とコミュニケーションを行う必要があるなど、本条では、障害者が障害特性に応じた言語その他の意思疎通手段によるコミュニケーションを行うことが必要な場面を例示し、様々な場面で、障害者が自ら選択した言語その他の意思疎通手段によるコミュニケーションが可能となるよう、事業者に「障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する環境の整備」を求めるものです。例えば、飲食店において、障害者が注文しやすいよう、イラストを用いたメニュー表を設置することなどがこれに当たります。

なお、共生社会づくり条例においても事業者に合理的配慮の提供を求めています。本条は「環境の整備」という文言を用いて、特に意思疎通や情報取得、利用について、事業者に合理的配慮の提供を求める趣旨を明らかにしています。

(学校等の設置者の役割)

- 第8条 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児に対し、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発および学ぶ機会の確保に努めるものとする。
- 2 学校等の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および園児の保護者からの学校等における障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段の利用に関する相談に応ずるよう努めるものとする。
 - 3 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する知識および技能の向上のための研修の実施等に努めるものとする。

【趣旨】

学校等の設置者も第7条の「事業者」に含まれますが、教育の場面に特有の事柄について学校等の設置者に期待される役割を本条で定めています。

【解説】

1 第1項について

学校等の設置者が、当該学校等の学生、生徒、児童、園児に対し、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する「啓発」と「学ぶ機会の確保」に取り組むことを規定しています。

例えば、生徒に対して、障害者が用いる意思疎通手段等には様々なものがあることなどを伝えることが「啓発」、全盲の児童に対して、点字の獲得について配慮すること「学ぶ機会の確保」に当たります。

2 第2項について

学校等の設置者に、当該学校等の学生、生徒、児童、園児の保護者からの学校等における障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段の利用に関する相談に応じるよう求めています。

3 第3項について

学校等の設置者に、当該学校等の職員に対して、その児童等が利用する障害の特

性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する知識と技術の向上を図るための研修等を実施することを規定しています。「職員」は教員に限られず、事務員等も含まれます。

(啓発および学ぶ機会の確保)

第9条 県は、県民等が基本理念に対する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発を行うとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、学ぶ機会の確保を行うものとする。

【趣旨】

基本理念について県民等が理解を深めることができるよう、県が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発や学ぶ機会の確保に取り組むことを定めています。

【解説】

「啓発」は、障害者が用いる意思疎通手段には様々なものがあることや障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する歴史などについて県民理解を深める取組を行うことを指し、「学ぶ機会の確保」は、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段そのものの学びに関する取組を行うことを指します。

例えば、県では、「啓発」に関する取組として、失語症の理解と失語症者とのコミュニケーションについて県民向けの啓発講座(※8)や、手話の歴史等について県民等の理解を深めるためのイベント(※9)を開催するほか、「学ぶ機会の確保」に関する取組として、手話の初心者向け講座を開催するなどの取組を進めていきます。

※8 令和元年度から失語症に関する県民向け啓発講座を毎年度1回開催しています。

※9 令和5年度に手話の歴史が描かれた映画の上映会を実施することを予定しています。

(環境の整備)

第10条 県は、県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用できるように、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する相談に応じる拠点その他の必要な環境を整備するものとする。

【趣旨】

環境整備のための取組を行うことを定めています。

【解説】

本条は、県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用できるように、県が必要な環境整備を行うことを定めています。

第9条の「啓発」「学ぶ機会の確保」や第11条の「人材の確保等」も広い意味では、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段の利用環境の整備といえますが、本条例では、手話通訳者や点訳ボランティアなどの意思疎通支援者（第11条解説参照）を派遣する体制や相談拠点を整備することなどを指して「環境の整備」という文言を用いています（なお、第6条第2項や第7条の「環境の整備」も体制整備に関することを指しており、本条と同義で用いています。）。

（人材の確保等）

第11条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

意思疎通支援者の確保、養成等の取組を行うことを定めています。

【解説】

「意思疎通等を支援する者」（一般的に、「意思疎通支援者」と呼ばれています。）とは、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア、盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者などを指します。

障害者同士や障害者と障害がない人が円滑な意思疎通を行うためには、それぞれが共通の意思疎通手段を利用できる必要がありますが、共通の意思疎通手段がない場合、意思疎通支援者がその代わりに務めます。

例えば、県では、仮に手話を知らない場合でも、手話通訳者を介して、自らの意思を伝え、相手が伝えたいことを理解することができるよう、手話通訳者の養成事業等を行っています。

（情報の発信等）

第12条 県は、障害者が円滑に県政等に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用して情報の発信に努めるものとする。

2 県は、障害者が災害その他非常の事態における必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

障害特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用した情報発信や連絡体制の整備に努めることを定めています。

【解説】

1 第1項について

例えば、知事の定例記者会見の際、手話通訳を実施することがこれに当たります。

2 第2項について

災害時の情報としては、防災情報や避難情報が想定されますが、県は、国や市町と連携しながら（第4条第2項）、障害特性に応じた言語その他の意思疎通手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

例えば、県では、県立聴覚障害者センターに遠隔手話サービスを実施できるシステム（※10）を設置しており、災害時に手話通訳者が現場にいなくても、スマートフォンやタブレットの画面を通して手話通訳を利用できる体制を整備しています。

※10 令和2年度に国の補助金を活用して、遠隔手話サービスを提供するためのシステムを設置しました。

①聴覚障害者が各市町の派遣窓口に派遣依頼、②QRコード付きの派遣決定通知書をメールまたはFAXで受信、③QRコードを自身のスマートフォンなどで読み込む、という手順でビデオ通話による手話通訳派遣が行われます。

なお、県の遠隔手話サービスに対応していない市町でも、独自に遠隔手話サービスを提供するシステムを設置している市町はあります（例：大津市はLINEによる遠隔手話サービスを提供）。

（県民等への支援）

第13条 県は、県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発および学ぶ機会の確保等に自ら取り組むことができるよう、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者等が障害者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用に資する情報通信機器等の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う者の支援に努めるものとする。

【趣旨】

県民等に対する支援や障害者等が情報通信機器等の利用方法を習得するために必要な取組を行うこと等を定めています。

【解説】

1 第1項について

県民等が障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段に関する啓発や学ぶ機会の確保等に関する取組を行う場合、県は助言、情報提供など、必要な支援を行います。

なお、「県民等」には、事業者や学校等の設置者が含まれ、事業者が第7条の規定に基づいて行う取組や、学校等の設置者が第8条の規定に基づいて行う取組も支援の対象になります（※11）。

※11 県では、事業者などに対し、障害者への接し方、接客等に関する出前講座を無料で実施しています。

2 第2項について

ICTの発展と普及に伴い、次々と登場する障害者のコミュニケーションをサポートする機器や機能について、障害者等が、それらの機器や機能等を使いこなすことができるよう、講習会等を実施します。

例えば、視覚障害者は、音声を読み上げる機器により、文字情報を音声に代えて情報を取得することができ、また、聴覚障害者は、映像の音声を自動で字幕にする機能により、音声情報を文字に代えて情報を取得することができることから、県では、これらの機器や機能等を活用するため、障害者が情報通信機器等の利用方法を習得することができるように、講習会の開催、訪問サポート、ITボランティアの養成などの取組を行っています。

なお、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（第11条第2項）にも同趣旨の規定がありますが、障害者の意思疎通や情報の取得、利用に関し、情報通信機器等が果たす役割が年々高まっていることに鑑み、本条例にも重ねて規定を設けることとしました。

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

（障害者による情報取得等に資する機器等）

第十一条

2 国及び地方公共団体は、障害者等（※12）が障害者による情報取得等に資する機器などの利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

※12 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の「障害者等」は「障害者又はその介助を行う者」を指します（同法第11条第1項参照）。これに対し、本条例の「障害者等」は「障害者、障害者の支援者および障害者関係団体」を指し（第6条第1項参照）、本条例のほうが、対象者の範囲が広がっています。

（調査研究の推進等）

第14条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の実施に必要な情報の収集等の調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

施策の実施に必要な調査等に努めることについて定めています。

【解説】

本条は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するために、「情報の収集等の調査および研究」を推進し、「その成果の普及」に努めることを定めています。

例えば、県では、盲ろう者に対して、どのようなコミュニケーション手段を用い、どのようなことに困難を感じているかなどについて実態調査を行っています（※13）。

また、調査結果については、県のホームページで公開するなど、県民にもその成果を普及するよう努めます。

※13 令和4年度に、コミュニケーション手段が手書き文字、触手話、指点字など多岐にわたる盲ろう者の実態を把握するため、盲ろう者宅などを訪問し面談する方法による実態調査を行っています。

(実施状況の報告等)

第15条 県は、第4条第1項の施策を計画的に推進するため、毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

【趣旨】

施策の実施状況の報告と意見聴取について定めています。

【解説】

障害者が円滑な意思疎通や情報の取得、利用を行える社会を早期に実現するためには、施策の計画的な推進が必要です。

県では、障害者に関する施策を協議する場として「滋賀県障害者施策推進協議会」(※14)を設置しており、県の取組について報告するとともに、様々な立場から意見をいただき、施策の推進に活かしています。

※14 県では、障害者基本法第36条第1項の規定に基づく「審議会その他の合議制の機関」として「滋賀県障害者施策推進協議会」を設置しています。現在、協議会の委員は20名で、障害者関係団体や医療従事者、経済団体、学識経験者など、様々な属性の委員から構成されています。

○障害者基本法

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

- 一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

○滋賀県障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(財政上の措置)

第16条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

施策実施に必要な財政上の措置を講ずることについて定めています。

【解説】

「必要な財政上の措置」とは、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するための財政的な支援をいいます。

また、毎年度、県の財政状況を踏まえ予算措置を講じる必要があります。

(参考)

先行して手話言語や情報コミュニケーションに関する条例を定める都道府県※における財政上の措置の定め方

- ・「講ずるものとする」・・・・・・・・・・ 2 (鳥取県、京都府)
- ・「講ずるよう努めるものとする」・・・・ 29 (東京都ほか多数)
- ・財政上の措置の規定を設けていない・・・ 3 (埼玉県、大阪府、北海道)

※ 令和5年2月時点において、手話言語条例を定める25都道府県、手話言語と手話以外の情報コミュニケーションに関することを一つの条例で定める9府県、あわせて34都道府県の条例を参照しています。

付則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

条例の施行期日や見直しに関する規定を定めています。

【解説】

- 1 第1項について
本条例は公布の日(令和5年●月●日)から施行されます。
- 2 第2項について
(1) 県は、本条例の施行後3年を目途として、本条例に基づく取組の成果や課題、国の法制度の整備(※15)の動向等を勘案し、本条例とは別に手話言語条例を制定するか否かを含め、広く本条例について検討を行い、本条例に関する施策の一

層の充実を図ります。(※16)

※15 国の法制度整備には、令和5年●月時点において未制定である手話言語法などが含まれます。

なお、手話言語法については、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に対する附帯決議において、手話言語法の立法を含めた検討を進めることが決議されています。

○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に対する附帯決議

(令和4年5月18日衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。
- 二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。
- 三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。
- 四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。
- 五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

※16 第2項は、条例の形を一体型とするか、別立型とするかについて検討を行った令和3年度滋賀県障害者施策推進協議会の結論に基づきます。

○令和3年度滋賀県障害者施策推進協議会の結論

1. 多数意見に基づいて、一体型条例案の作成を進めるものとするが、手話の言語性など、少数意見の内容についても、一体型条例にどこまで盛り込めるか専門部会で検討を行う。
2. 一体型の条例施行後、同条例に基づく取組の成果や課題を見極めて、なお手話言語条例を別で定めることが必要か否かも含め、一定期間経過後、見直しの検討を行う。

(2) なお、「施行後3年を目途」としているのは、

- ・ 条例を施行した年度中に条例に基づく事業の検討と予算化を実施
 - ・ 施行後1年目に予算化した事業を実施
 - ・ 施行後2年目に実施した事業の成果や課題を整理（2年間の取組を検証）
 - ・ 施行後3年目に整理した検討結果をもとに見直し等について議論
- という流れを想定しています。

3 第3項について

第2項の見直し等の検討においては、毎年度施策の実施状況を報告する場として定められている滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととしています。(※17)

※17 条例検討専門部会等における議論の中で

- ・ 滋賀県障害者施策推進協議会とは別に、本条例の施行状況等について議論する協議会や委員会を設けて検討してはどうかとの意見や、
- ・ 滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くだけでなく、滋賀県ろうあ協会やしが盲ろう者友の会など、滋賀県障害者施策推進協議会に参加していない関係者の意見を聴くべきではないかとの意見等が出されました。

県は、上記のような意見が出されていたことも十分考慮しながら、滋賀県障害者施策推進協議会における議論を踏まえ、本条例の見直し等の進め方や内容等を決定します。

(参考)

共生社会づくり条例でも、施行後3年を目途とした条例の見直し等を行うこととしています。

○共生社会づくり条例

付則

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前項の検討に当たっては、委員会の意見を聴くものとする。